平成29年労第32号

主文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長(以下「監督署長」という。)が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社(以下「会社」という。)に雇用され、タクシー乗務員として就労していた。
- 2 請求人は、平成〇年〇月〇日、交差点において赤信号で停車していたところ、後続のタクシーに追突され、負傷した。請求人は、同月〇日、C病院に受診し、同月〇日、D整形外科に転医し、「頚椎捻挫、腰椎捻挫、右肩捻挫」(以下「本件傷病」という。)と診断され、同年〇月〇日、E整骨院に受診し、本件傷病等と診断され、療養を継続した。

請求人の治療費は、当初、加害者が加入する任意保険により賄われていたが、加害者が所属するタクシー会社の弁護士から、平成〇年〇月〇日をもって補償を打ち切る旨の通告を受けた。

- 3 本件は、請求人が療養補償給付を請求したところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分(以下「本件処分」という。)をしたことから、請求人が本件処分の 取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官(以下「審査官」という。)に対し審査 請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定を したことから、更にこの決定を不服として再審査請求に及んだ。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人の本件傷病は平成〇年〇月〇日をもって治癒(症状固定)したとして、同年〇月以降の期間に係る療養補償給付を支給しないとした監督署長の処分が妥当であると認められるか。

第5 審查資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

- 2 当審査会の判断
- (1)請求人は、本件傷病は平成〇年〇月〇日には未だ治癒しておらず、同年〇月 以降の期間に係る療養補償給付を支給しないとした監督署長の処分は誤りであ ると主張する。
- (2) ところで、労災保険制度における治癒(症状固定)とは、社会一般で理解されているいわゆる全治と異なり、傷病の症状が固定した状態に至って、これ以上症状の改善のための効果的な治療が期待できなくなった状態をいうものであり、身体に障害が残り、それに対しての対症療法が行われていたとしても、当該傷病は治癒したものとして、療養補償給付の対象外となるものである。
- (3) 当審査会は、改めて、請求人の傷病に係るF医師の平成〇年〇月〇日付けの自動車損害賠償責任保険後遺障害診断書(以下「後遺障害診断書」という。)、 G医師の同年〇月〇日付けの診断書、同医師の同年〇月〇日付けの「御報告書 (初回)」と題する文書、同医師の同年〇月〇日付けの診断書、F医師の同年 〇月〇日付けの主治医相談記録書、D整形外科の診療録及びH医師の同年〇月 〇日付けの意見書を精査したところ、平成〇年〇月〇日時点での請求人に対する治療内容は、痛みに対する投薬等の対症療法であることが認められ、〇月以降もそれ以前と変わりなく、本件傷病は、同日までにはその症状の改善を目指しての積極的な治療が行われる状況ではなくなっているので、同日をもって症状が固定したものと判断する。
- (4)請求人は、主治医であるF医師が、後遺障害診断書において平成〇年〇月〇

日付けで症状固定と明記しているから、同年〇月〇日には治癒していないと主張する。しかし、交通事故の態様や請求人の受診経緯、また、同医師が、同年〇月〇日の時点において「今後少なくとも本年〇月〇日までは自宅安静、休業、療養が必要と見込まれる。」との所見を述べ、さらに主治医相談記録書においては、「同年〇月〇日の頚椎のX線、同月〇日の腰椎のX線いずれも外傷性の変化なし」、「今後の治療方針 リハビリ、投薬(病院としては、患者の自覚症状・痛みの消失を目指しているため治療内容に変化はない。同年〇月〇日現在請求人の自覚症状しかないため。)」と回答していることなどに鑑みると、当審査会としても、決定書理由に説示するとおり、少なくとも同年〇月〇日には症状固定していたものと判断する。

3 結 論

以上のとおりであるので、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由 はないから、請求人の本件再審査請求は棄却する。

よって、主文のとおり裁決する。